

軽度生活援助事業

R6.4~

 日常生活で行う軽易な作業を、
シルバー人材センターの援助員がお手伝いします。

対象者要件

日常生活の援助が必要な65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方など

利用上限

月2回（1回3時間まで）又は月3回（1回2時間まで）

利用料金

1時間当たり**350円**（生活保護世帯は**無料**）

援助内容

- 外出、散歩の付き添いなどの外出時の援助
- 宅配の手配、食材の買物などの食事、食材の確保
- 寝具等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 家周りの清掃
- 家屋などの軽微な修繕
- 家屋内の整理、整頓
- 朗読、代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- その他対象者の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助であって、受託者において実施可能なもの



※軽度でない（技術を要する、危険を伴う）作業や、日常生活必要でない（年1回しか必要でないような掃除、趣味等の）作業はできません。

登録申請手続の流れ

申請

利用登録申請書を御提出ください。
※詳細は裏面を御覧ください。

日程調整

訪問調査の日程調整のため、老人介護支援センター又は地域包括支援センターの職員から連絡があります。

調査

老人介護支援センター又は地域包括支援センターの職員が訪問調査を行います。

登録

審査の結果、対象となった方を利用者として登録します。
登録決定通知書をお送りします。

利用

利用を希望される際に、直接、シルバー人材センター
（☎087-831-9410）に連絡し、利用申込をしてください。
※シルバー人材センターの援助員の登録状況により、ご利用をお待ちいただく場合があります。

申請方法

書面による申請

利用登録申請書（様式第1号）を、直接・郵送で、長寿福祉課又は地域の老人介護支援センター・総合センター・支所・出張所へ提出してください。



インターネットによる申請

高松市ホームページ内のリンク又は下記の二次元コードを読み取りのうえ、必要項目を御入力ください。※書面による申請と重複しないよう御注意ください。



▲新規申請用二次元コード

現況届について

継続して利用したい場合は、年1回現況届の提出が必要です。

登録翌年度より、毎年、現況届の提出が必要となります。現況届書は、利用者の皆様へ直接、4月末から5月ごろに郵送させていただきます。事業の対象者に該当する方のうち、引き続き利用を希望される場合は、現況届の提出を行ってください。現況届の提出がない場合、登録は取り消され、利用できなくなります。

▼現況届用二次元コード
(受付期間中のみ公開)



利用の中止

随時受け付けていますので、長寿福祉課にご連絡ください。



以下に該当する場合は、ご連絡ください。

※以下に該当する方が軽度生活援助事業を利用していた場合、委託料相当額の差額を請求させていただく場合がありますので御注意ください。

- 65歳未満の親族等と同居するに至ったとき
(一人暮らし又は高齢者のみ世帯でなくなった方)
- 社会福祉施設、介護保険施設、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に入所しているとき
- 病院等に入院しているとき
- シルバー人材センターへの利用料金を相当期間支払っていないとき
- その他援助を行うことが不相当と認められるとき

お問い合わせ

〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市役所2階 22番窓口

担当課：長寿福祉課

TEL：087-839-2346

